

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
14	障がい者支援関係事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

高島市は、障がい者支援に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

高島市長

公表日

令和6年5月14日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	障がい者支援関係事務
②事務の概要	<p>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(障害者総合支援法)および身体障害者福祉法に基づき、障害福祉サービス、障害支援区分、自立支援医療、補装具、地域生活支援事業および身体障害者手帳に係る事務において特定個人情報を取り扱う。</p> <p>障害者総合支援法に関する事務</p> <ol style="list-style-type: none">1. 障害福祉サービスに関する申請受付、支給決定事務および情報の管理2. 障害支援区分に関する認定事務および情報の管理3. 自立支援医療(更生医療・育成医療)に関する申請受付、支給決定事務および情報の管理4. 自立支援医療(精神通院)に関する申請の受理、所得情報確認、進達事務および情報の管理5. 補装具に関する申請受付、支給決定事務および情報の管理6. 地域生活支援事業に関する申請受付、支給決定事務および情報の管理 <p>身体障害者手帳の交付に関する事務</p> <ol style="list-style-type: none">1. 身体障害者手帳の交付申請の受理および進達、交付、記載事項変更、再交付、返還に関する事務および情報の管理
③システムの名称	障がい者総合福祉システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
障害共通宛名(対象者ファイル)	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	障害者総合支援法に関する事務 番号法第9条第1項 別表第一 84の項 内閣府総務省令第5号第60条 身体障害者手帳の交付に関する事務 番号法第9条第1項 別表第一 11の項 内閣府総務省令第5号第11条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	障害者総合支援法に関する事務 (情報提供の根拠) 番号法第19条第8号 別表第二 16, 26, 56の2, 57, 87, 116の各項 内閣府総務省令第7号 12条, 第19条, 第30条, 第31条, 第44条 (情報照会の根拠) 番号法第19条第8号 別表第二 108, 109, 110の各項 内閣府総務省令第7号 55条 身体障害者手帳の交付に関する事務 (情報提供の根拠) 番号法第19条第8号 別表第二 16, 27, 28, 31, 54, 55, 56の2, 57, 79, 106, 116の各項 内閣府総務省令第7号 12条, 20条, 21条, 22条, 28条, 29条, 30条, 31条, 42条, 53条 (情報照会の根拠) なし
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	滋賀県高島市 健康福祉部 障がい福祉課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	
-	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	滋賀県高島市 総務部 総務課 〒520-1592 滋賀県高島市新旭町北畑565番地 0740-25-8538
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	

連絡先

滋賀県高島市 健康福祉部 障がい福祉課
〒520-1592 滋賀県高島市新旭町北畑565番地 0740-25-8516

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和3年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和3年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [<input type="radio"/>]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [<input type="radio"/>]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [<input type="checkbox"/>]接続しない(入手) [<input type="checkbox"/>]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [<input type="radio"/>] 内部監査 [<input type="checkbox"/>] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

